

（午後3時45分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番7、4番 楠本君。

〔4番（楠本知子君）登壇〕

○4番（楠本知子君）ただ今、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1項目めは、里帰り等による妊婦健康検査の助成について伺います。

平成21年4月より妊婦健診の公費負担制度が拡充をされ、14回分の助成券で助成金額を上限として助成されています。妊娠から出産するにあたって、ほとんどお金がかからないということで大変喜ばれています。市民の方から、橋本市に里帰りをして出産をするということで、橋本市民病院で出産されました。そのときの妊婦健診の費用は、一旦立て替えて支払って、後日、住居地の市で支払われる償還払いとなりました。後で支払われるので、それはいいということですが、その都度の健診費用は負担でした。手持ちの受診券は利用できないものかとお声をいただきました。

そこで、里帰り等の出産を希望している方々のために、里帰り等で居住地から離れ、県外で妊婦健診をしても助成が受けられる取り組みについて伺います。

橋本市から里帰り等で県外で出産される方はどれくらいおられますか。

県外での健診機関で契約医療機関はありますか。

受診助成券が利用できるように県外医療機関と連携契約できませんか。

2項目めは、学校いじめ防止基本方針の策定について伺います。

昨年、平成25年6月21日にいじめ防止対策推進法が成立をし、3カ月後の9月28日に施行されました。本法律ではいじめの定義を、対象にされた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの（インターネットを通じた攻撃を含む）との規定をしています。その上で、重大ないじめが発生した場合は、学校が事実関係を調査し、そして、その内容を、いじめを受けた児童生徒とその保護者、地方自治体に報告することを義務付けています。重大な被害を及ぼすおそれのある場合は、学校は直ちに警察に通報することも明記し、必要に応じて学校が加害者側の子どもに出席停止を命ずることを求めています。

地方自治体に対しては、地域いじめ防止基本方針の策定に努めるよう求めています。そして、同法はすべての小・中・高等学校に学校いじめ防止基本方針の策定といじめ防止対策委員会といった校内組織の設置を義務付けています。

このような流れを受けて、橋本市においても地域全体でいじめ根絶に取り組める現場の体制づくり、協力や情報の仕組みづくりを積極的に進められているところかと思えます。子どもたちが一日の大半を過ごす学校現場でありますので、各学校からどのような基本方針が出されるのか、保護者の方々、市民の皆さまも注視していただき、注意深く見守っていただくことが大事であると考えています。各学校が示される学校いじめ防止基本方針の策定について伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（石橋英和君）4番 楠本君の質問項目1、妊婦健康検査の助成に関する質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（栢谷俊介君）登壇〕

○健康福祉部長（栢谷俊介君）里帰り等による妊婦健康検査の助成についてのご質問にお答えします。

本市は、母子保健法第13条に基づき実施する妊婦健康検査に対して、国が示す検査内容をもとに、14回分の健診の助成と超音波検査の助成等あわせまして受診券22枚を発行し、1人助成合計額9万1,190円を上限に助成しております。

県内の医療機関等で受診した場合は、受診券による助成となり、医療機関から本市に対し請求がありますので、窓口での本人負担は必要ありません。県外での受診の場合は、受診券を利用できませんので、後日、償還払いでの助成となります。この点につきましては、母子手帳交付・受診券発行の際、県外受診は償還払いになる説明を行い、妊婦の方にご理解をお願いしております。

1点目の、橋本市で里帰り等で出産される方はどれくらいおられますかというご質問にお答えします。

県外の方が里帰り等で本市で出産される方の人数についてはわかりませんが、本市の方が里帰り出産等で県外受診し、償還払いとして助成した人数は、平成23年度42名、平成24年度40名でした。参考に、平成24年度の40名の方が受診した医療機関の所在地については、東京都内1名、千葉県内1名、山梨県内1名、富山県内2名、熊本県内1名、愛媛県内1名、徳島県内1名、岡山県内2名、三重県内2名、滋賀県内1名、奈良県内6名、兵庫県内1名、大阪府内20名です。

次に、2点目の、県外での健診機関で契約

医療機関はありますかのご質問については、現在、委託契約をしている県外の医療機関はありません。

3点目の、受診助成券が利用できるように県外医療機関と連携できませんかというご質問にお答えします。

県内の医療機関等で受診券が利用できるのは、和歌山県病院協会、和歌山県医師会、和歌山県助産師会と県が取りまとめの上、市が委託契約を交わしているため、県外の医療機関と連携するためには、当然契約が必要となります。1番の回答でお示したように、受診する医療機関が他県内で1件だけの場合などは、直接医療機関との契約となります。一度限りになるかもしれない契約に難色を示す医療機関もあるとも聞いておりますので、すべて連携できるというわけにはいきませんが、現在、他県の医療機関と契約を実施している自治体に問い合わせ等調査を行い、検討してまいりたいと考えます。

○議長（石橋英和君）4番 楠本君、再質問ありますか。

4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）ご答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

1番目において、詳しく部長よりご答弁いただきました。本市では、だいたい年間40名ぐらいがいらっしゃるということで、各県も報告していただきました。だいたい、どこの県においても償還払いということで、私が今回質問させていただいているようなことをしてくださっているところは少ないかと思えます。やっておられるところもちょっと調べたらあるんですけれども、なかなか償還払いという形になっているかと思えます。

でも、こういった質問を市民の方からいただきましたので、もしできるのであれば、可

能であれば契約していただきたいなという思いで質問をさせていただきました。

今まではそれをやっておられなかったので償還払いということですが、今後、本市から県外へ出られた場合には、その医療機関と契約をしていただけるといふうに、前向きなご答弁と考えさせていただいていいのか、いや、それはちょっと無理ですよというご答弁なのか、すいません、もう一度お願いいたします。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（栢谷俊介君）橋本市民が、里帰りではほかの県で妊婦健診を受ける場合、助成券を利用できるということは本人にとっても大変手間が省け、便利ということになります。このような妊婦の利便性というのを考慮いたしまして、前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（石橋英和君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）ありがとうございます。前向きなご答弁いただきましたので、また契約機関がうまく契約できれば、進めていただきたいと思っております。

今回、お声をいただいた方は、私の質問の仕方が少し悪いかと思うんですけど、本市から県外へ出られた場合と、県外から本市に入っただけの場合と違うかと思っております。

例えば、河内長野市にお住まいの方が本市に里帰り等で出産をされた場合は、河内長野市がそういった施策を検討していなければ、医療機関に、橋本市の医療機関に働きかけをされることがあり得ないかと思うんですけども、それでできなかったのかなと思うんですけども、今回は、橋本市民病院で出産をされたということでございます。橋本市民病院においては、そしたら、これまで河内長野市がそういうふうに関わりをしていないからできなかったんであって、ほかの他市からは、

もしあれば、ぜひともこの市民病院で出産をしたいということで帰って来られる方がいらっしやっただ方に契約をされているのかどうかわかりますでしょうか。

○議長（石橋英和君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井敏明君）和歌山県内では、これは26年2月14日現在ですけれども、和歌山県内の自治体については、すべて自動契約で契約ができています。他府県については、個別に言いますと、五條市、横浜市、船橋市、大阪市、京都市、岸和田市、我孫子市、隠岐の島町、それだけです。

○議長（石橋英和君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）橋本市民病院では、積極的にそういうお声がほかの自治体からかかればやっておりますということで理解させていただきました。たまたま河内長野市が、そういうふうにしておられなかったもので、今回、受診券が活用できなかったということになるかと思っております。

そこで、橋本市は、和歌山県の東の玄関口として、五條市と河内長野市が一番近隣として接しておりますので、そういった形で里帰りをされるということも多いかと思うんですが、そのほか、観光、災害面においても三市協定、いろんな形で三市協定されているかと思うんですけども、そういった形で、こういった妊婦健康検査においても、お互いに契約をしていきませんかというような話し合いとか、場があれば、そういったときには積極的に進めて、お互い、どちらも進めていただかないとできないかと思うんですけども、そういったときには積極的に進めていただきたいと思っておりますが、それはいかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（栢谷俊介君）そういう機会がございましたら、積極的に進めていきたいと思っております。いろんな意味で連携を近隣各市

とっておりますので、この妊婦健診についても積極的に進めていきたいと思っております。

○議長（石橋英和君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）よろしくお願ひいたします。それでは2番にお願ひいたします。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目2、学校いじめ防止基本方針に関する質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（松田良夫君）登壇〕

○教育長（松田良夫君）学校いじめ防止基本方針の策定についてお答えします。

平成25年6月28日にいじめ防止対策推進法が公布、9月28日から施行されました。公布を受け、7月の学校長会議において、同法の通知を行うとともに、第13条で示されている学校いじめ防止基本方針の策定、及び第22条で示されている、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置が各学校に課されていること等の趣旨説明を行いました。また、10月及び12月の学校長会議においても、国や県の動向について情報提供を行うとともに、学校いじめ防止基本方針の策定について協議を重ねてきました。

現在、県教育委員会においても和歌山県いじめ防止基本方針を策定中で、正式な通知はまだ届いていません。2月3日に開催された市町村教育委員会生徒指導担当者会議において、和歌山県いじめ防止基本方針の方向性、及び各学校で策定しなければならない学校いじめ防止基本方針の策定に係る留意事項が示されました。

これらをもとに、2月10日の学校長会議で伝達し、学校いじめ防止基本方針が単なる目標やスローガンの提示にとどまることなく、具体的な実施計画や実施体制が示され、各学校で確実に実施できる方針になるよう指導しています。また、策定は平成25年度内をめど

としています。策定後は、保護者等に周知し、連携しながら未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでまいります。

○議長（石橋英和君）4番 楠本君、再質問ありますか。

4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）教育長よりご答弁いただきまして、25年度内には、学校いじめ防止基本方針が各学校から出てくるというお答えでしたので、もう再質問しなくてもいいのかなとは思ったんですけど、すいません、ちょっとさせていただきます。

皆さんご承知のように、大津市のいじめ自殺事件というのは、本当に学校とか、また教育委員会の対応が、あまりにも誠実さがなかったということで、本当に最愛の息子を亡くされた遺族の方々の心情に應えるものではなかったと。不都合なものは隠そうとか、また、そういった姿勢や意図的な、何というか教育委員会の防衛的な組織とも思えるそういうふうな対応に対して、社会全体が不信感を強めたことと思います。

こういった流れを受けて、今回のいじめ防止対策推進法というのは、本当にいじめで子どもを亡くされた遺族の方々の思いや訴えを十分に配慮して、この法律ができたものと認識しています。

具体的にそういった、今回、学校いじめ防止基本方針をつくるということになったわけですけれども、和歌山県下におきましては、ちょうど1月ですか、県の校長会におきましても、県の教育長が、インターネットがすごく普及してきたので、スマホとかそんなんでも深く考えないで言動したり、また、相手の心身を傷つけたりということで、予測をできない結果を招くようなことも増えてきているということで、気をつけてほしいと。また、学校のほうのいじめの取り組みを強化してほし

いということを訴えられたんですけれども、また、いじめの認知件数がすごい、和歌山県下においても、全体的に24倍に増えたというふうに言われたんですけれども、橋本市も、このいじめについては、一昨年9月議会においても、先輩議員も、また同僚議員もいっぱい質問されておられますので、そのときにいじめの認知件数とかもおっしゃっていただいたんですけれども、この24倍に増えているということについて、橋本市もそういうふうになっているのかなという実態と、それから、予測のできない結果を招くことも増えていると県下で言われていますが、橋本市でそういう予測のできないようなことも増えているのでしょうか。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（松田良夫君）ご指摘のとおり、大津市のいじめ事件に端を発して、いわゆるいじめ調査というのを徹底するような、全体的な国の動きがございます。橋本市におきましても、最低年間3回、いじめアンケートは実施してくださいと。多いところでは年間10回以上実施していただいている学校もございます。いじめアンケートを確実に実施していく中で、いじめの認知件数も確実に増えています。相当多い学校もございます。

いじめの認知件数が増えるということは、僕は逆に、これはいいことだと思っています。その一件、一件について個別に調査し、いじめなのか、深刻なものにつながるのか、そのあたりをしっかりと聞き取り調査を行う中で、きちんとした対応ができていく前提がいじめの認知だと思えますので、そういう取り組みは引き続いて学校にお願いしたいと思っています。

それと、ちょっとこれ、深刻ないじめというようなケースもございました。それについては、学校の特徴的な取り組みを校長会で報

告していただいて、それを解決した筋道を紹介していただいております。そういう形で、いじめ発見、いじめ解消・解決、それについて手法をお互いに学ぶような機会も設けてございます。

現在のところ、深刻ないじめにつながるような状況はないと、そういうふうに把握しておりますけれども、見えないところで何かあるかわからないという、そういう前提で、子どもたちの日常をしっかりと学校で観察してもらって、早期発見・早期解決につながる取り組みは欠かせないものだと思っております。

先生方のアンテナをさらに、見抜く力をさらに鋭くしていただくというのが、このいじめに対する、いじめの最前線で取り組んでいただく学校の、本当に基本的な課題かと思っておりますので、この学校のいじめ防止基本方針についても、そういった教職員の資質向上につながる部分も含めてご検討いただきたいというふうにお願いしてございます。

以上です。

○議長（石橋英和君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）この学校でのいじめの方針というものを、きちんとつくって明記されてはどうですかということは、これは一昨年の同僚議員も既に質問をされておられます。そのときにも既に、これはもう学校でいじめが起こったら本当にだめですと。いじめをなくす学校づくりというのは喫緊の課題であるということで、学校いじめと学校の中でのそういった方針、指針は早くつくっていかないとだめですということを言われました。これ、一昨年のことです。

これはほんまに私自身も、やっぱり学校現場でこういった具体的な指針が出て、つくっていただくのは、これは喫緊の課題であるというふうに思っております。できるだけ早くこれを実行に移していただきたい。つくって

いただきたい。そして、また先ほど教育長も言われましたように、これはスローガンではないというふうに言われております。その基本方針を読めば、今、学校が子どもたちをどのように育てていこうとしているかがわかります。また、それを読めば、保護者の方や、また地域が何を協力していったらいいのかなということもわかります。それを読めば、学校現場の教職員の方々が、今、何をすべきかということがわかるものであるというふうなものを学校いじめ防止基本方針として策定されるということでございますので、一日も早くつくっていただいて、そして行動計画として、また、つくって、行動して、また改善していくというサイクルでやっていただきますようお願いをさせていただきます、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（石橋英和君）4番 楠本君の一般質問は終わりました。